

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第18号

令和6年3月22日監査公表第10号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年7月9日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 高 橋 宏 和

6 財 第 2 5 9 号

令和6年4月30日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄

財政支援団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和6年3月15日付け5福監第395号で報告のありましたこのことについて、別紙のと

おり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙様式)

財政支援団体等監査に係る措置状況について

監査対象団体 公立大学法人会津大学
監査対象年度 令和4年度
監査実施年月日 令和6年1月18日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 費用の算出について著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 2021年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の廃止に伴う経費返還手続に際し、間接経費の返還に係る要件を十分に確認せず、返還額を誤って算定し手続を行った結果、正当な額を超えて過大に返納することとなったものがある。</p> <p>正 当 な 返 還 額 1,424,718円 誤って算定した返還額 1,735,134円 過 大 返 還 額 310,416円</p> <p>「是正又は改善の意見」 費用の算出に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は、下記のとおりです。</p> <p>① 科学研究費助成事業を廃止する際の間接経費の返還額算定について、現年度分と過年度分で異なる取扱いとなることの確認が不十分でした。</p> <p>② また、担当者の変更があった際、科学研究費助成事業の廃止申請手続に係る引継ぎが不十分でした。</p> <p>③ 科学研究費運用マニュアルに基づく担当課内の複数人による確認が不十分でした。</p> <p>(処理状況) ① 指摘を受けた事実のとおり、令和4年3月31日付けで担当教員から事務局企画連携課へ廃止申請があり、申請どおり補助団体（独立行政法人日本学術振興財団（JSPS））へ廃止申請を行ったこと、また、同年6月15日付けで、JSPSへ別途、当該科学研究費の実施状況報告書を提出したことを確認しました。</p> <p>② 同年7月11日付けでJSPSより「科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）の廃止申請の承認並びにこれに伴う交付決定の一部取消及び返金命令について（通知）」を受理したことを確認しました。</p> <p>③ 上記通知を受け、同年7月13日付けで、返還手続（1,735,134円（直接経費1,334,718円、間接経費400,416円））を事務局総務予算課へ依頼したところ、過年度の間接経費の返還額算出について、全額執行済みとして返還不要だったところ、直接経費の残額（未執行額）の30%に相当する額で算出・申請しており、310,416円過大となっていることが判明したことを確認しました。</p> <p>④ 上記のことからJSPSへ問合せ及び相談をしましたが、既に審査・決定している金額であるため修正不可との回答があり、同年7月25日に申請額（1,735,134円）どおり返還したことを確認しました。</p> <p>(今後の対応) ① 私学・法人課においては、当該法人</p>

が、再発防止を図るため、外部資金の取扱いについては、資金提供団体の補助マニュアル・手引き等を十分に確認した上で返還手続を行うとともに、複数人によるチェック体制の下、適切な事務処理を行うこと、また、事務処理における注意事項等を明文化し引継ぐとともに、法人内にて事例・事務処理顛末の共有化を徹底するよう指導してまいります。

- ② これまでの財政支援団体等監査の措置状況を踏まえ、留意すべきポイントを整理の上、当該法人に周知し、事務処理誤りが生じないよう未然防止に努めます。

(監 査 総 務 課)